

広島県公安委員会告示第 19 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 13 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
4 P 10 98	告示の日 (令和 7 年 3 月 13 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P ドラムだ! 金ド ン S B	株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビル A 棟)	左同
5 P 00 66	同上	同上	e フィーバー彼 女、お借りします H	株式会社ジェイビー 代表取締役 堤 順一 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
510006	同上	同上	P FAIRY TAIL 超一夜 Ver. FQY	株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同